

横浜市港南スポーツセンター

指定管理者選定委員会

選定結果報告書

平成 27 年 8 月

## 1 経緯

横浜市港南スポーツセンターの第3期指定管理者の選定にあたり、横浜市港南スポーツセンター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査や公開プレゼンテーションを行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

## 2 選定委員会 委員

委員長	重田 麻紀子	青山学院大学 准教授
委員	和泉 洋	東京地方税理士会横浜南支部 税理士
	嶋田 秀一	港南区スポーツ推進委員連絡協議会会長
	高柳 陽子	港南区PTA連絡協議会 会長
	中島 淑子	日下連合町内会 会長

※肩書は委嘱時のものになります。

## 3 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴者2名） 1 委員長の選出 2 選定スケジュールについて 3 港南スポーツセンター 第3期指定管理者公募書類の決定	平成27年4月27日（月）
公募書類の配布（ホームページにて公表）	平成27年5月11日（月） ～7月10日（金）
現地見学会兼公募説明会 ※申込は、平成27年5月25日（月）午後5時まで （申込6団体、11名）	平成27年5月26日（火）
公募に関する質問受付（2団体、23問）	平成27年5月26日（火） ～6月2日（火）
公募に関する質問回答	平成27年6月16日（火）
応募書類の提出（2団体）	平成27年7月9日（木） ・10日（金）
◆第2回選定委員会 1 公開プレゼンテーション 2 審議	平成27年7月27日（月）

◆は選定委員会

## 4 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市港南スポーツセンター 第3期指定管理者 公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び公開プレゼンテーション（発表及び質疑）を行いました。

なお、評価は、各委員が105点満点で採点した上で、その合計点をもって委員会としての点数としました。また、現指定管理者の運営実績評価として加減5点の項目を設けました。

項 目	審査の視点 (例)	配点
1 安定的な経営姿勢・運営実施体制について (様式 8)		15
(1) 施設の管理運営の基本方針	本市の行政課題及び施策を踏まえた当該施設管理の基本方針について示されているか。	
(2) 基本方針を実施する為の目標及び実施策	基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策について示されているか。	
(3) 安定的な経営体力と適正な経営情報開示 (経営の透明性)	天災等の発生後も安定的な施設の管理運営を行うことが可能な経営体制、経営体力、適正な経営の情報開示 (透明性)、類似施設の管理実績について示されているか。	
2 施設の平等・公平な利用の確保 (様式 9)		5
(1) 公共性・公平性に基づいた利用の確保	誰もが平等・公平に利用できる仕組みづくりと、障害児者や高齢者などへの配慮について示されているか。	
3 コンプライアンス (様式 10)		5
(1) 関連法令の遵守体制	指定管理者として要求される個人情報保護、情報公開、行政手続等の法令の遵守体制について示されているか。	
4 施設の効用の最大限発揮 (様式 11)		25
(1) 利用者本位のサービス提供・利用者の支援	利用者の利便性向上のための新たな取組を実践・実行できる体制について示されているか。貸切、個人の利用者に対しての支援策について示されているか。	
(2) 広報・利用促進活動	実現可能な広報・利用促進策について示されているか。	
(3) スポーツ教室等の計画	スポーツ教室等の事業計画について示されているか。	
(4) 自主事業の計画	具体的な自主事業計画を示されているか。	
(5) 業務履行体制	安全かつ効率的に業務を履行できる体制について示されているか。	
5 管理運営経費 (様式 12)		15
(1) 効率的な管理運営	コスト管理計画において中長期計画や実施・改善計画について示されているか。	
(2) 事業予算の計画	事業収支計画の根拠資料等が詳細に示されているか。	
(3) 適正な委託・調達・雇用	業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について示されているか。	
6 施設管理 (様式 13)		5
(1) メンテナンス及び環境保持・環境配慮	施設の点検・修繕計画及びその予算について示されているか。清掃、外構植栽の管理や地球温暖化対策等について示されているか。	
7 安全管理 (様式 14)		10
(1) 平常時の体制	安全・安心に利用できる体制について示されているか。また、事業体全体の危機管理体制について示されているか。	
(2) 緊急時の体制	緊急時の体制及び救急体制について示されているか。また、補償体制について示されているか。	
8 地域との協力 (様式 15)		15
(1) 地域支援	地域におけるスポーツ振興事業の取組について示されているか。	
(2) 地域連携	地域連携に対する取組について示されているか。	

	(3) 地域貢献	地域貢献に対する取組について示されているか。	
9 モニタリング (様式 16)			5
	(1)自己評価・第三者評価	事業の評価を実行するとともに、PDCAマネジメント等の事業改善策について示されているか。	
10 既存指定管理者の状況			5
	(1)現状の運営状況	同施設の既存指定管理者にあつては、管理運営状況が良好であったか。(−5～+5)	
合計		100 (既存指定管理者以外の場合) 105 (既存指定管理者の場合)	

## 5 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

### 【公募要項 11 ページ 9 公募及び選定に関する事項 (5) 応募条件等について】

#### ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。

#### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること

(イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。

(ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

(オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること

(カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

(ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

#### ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

(ア) オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

(ウ) 現地見学会及び応募説明会へ参加していない場合

## 6 応募団体

- (1) BSC・SFS共同事業体
- (2) 公益財団法人横浜市体育協会

## 7 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者、次点候補者と決定しました。

順位	団体名
指定候補者	公益財団法人横浜市体育協会
次点候補者	BSC・SFS共同事業体

## 8 得点

	選定の評価基準	配点	指定候補者	次点候補者
(1)	安定的な経営姿勢・運営実施体制について	75点	68	55
(2)	施設の平等・公平な利用の確保について	25点	22	17
(3)	コンプライアンスについて	25点	21	18
(4)	施設の効用の最大限発揮について	125点	112	91
(5)	管理運営経費について	75点	62	55
(6)	施設管理について	25点	21	19
(7)	安全管理について	50点	44	37
(8)	地域との協力について	75点	68	53
(9)	モニタリングについて	25点	21	18
(10)	既存指定管理者の状況について	25点	9	
合計		525点	448	363

## 9 審査講評

### (1) 指定候補者（公益財団法人横浜市体育協会）

- ・全ての世代、障害を有する人へのきめ細かな目を向けた体制をとっている。
- ・PDC Aの管理サイクルが良く回っており、改善意欲が非常に高い点は評価できる。
- ・地域との連携・地域の現状把握をきちんとしており、それに対する新たな提案をしている。
- ・地域のニーズ・特性を発掘し、新たな取組を意欲的に提案している。
- ・協力企業の選定にあたって、幅広く検討されたのかコメントが欲しかった。
- ・収容率・収益アップにやや固執しており、本来の目的を見失わないか。

### (2) 次点候補者（BSC・SFS共同事業体）

- ・従事員全て教員免許ありという点において、子供への接し方については期待できる。
- ・新しい事業に取り組もうという姿勢が明快に伝わってくる。
- ・独自の運営方針、民間企業のノウハウによるコスト削減があり期待できる。
- ・貧困家族の救済など民間企業ならではの自由な発想は良いが、内容通りに実施できるのか疑問を感じる点がある。
- ・開館時間の延長とあるが、周辺住民との調整など内容通りに実施できるのか疑問を感じる点がある。
- ・地域との連携や近隣への配慮等の提案が弱く感じる。